

## 第2章

### 第3節

# 地方公共団体の取組

# I 都道府県・政令指定都市における取組

「憲章」では、仕事と生活の調和の実現のために各関係者が果たす役割について示しており、地方公共団体については「仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る」とされています。

内閣府では、都道府県と政令指定都市を対象に、2019年度における取組について調査を行いました。ここでは、その調査結果の概要を報告します。

詳細は…

[https://www.cao.go.jp/wlb/local/chihou\\_wlb.html](https://www.cao.go.jp/wlb/local/chihou_wlb.html)

## 1. 2019年度地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進施策に関する調査結果概要

### (1) 関係機関との連携・推進組織の設置状況

連携・推進組織を設置している都道府県は28か所(60%)、政令指定都市は15か所(75%)です。都道府県、政令指定都市とも、庁内の関係部署より、企業等使用者代表や労働者代表など、庁外の関係機関との連携・推進組織を設置している方が多くなっています。

### (2) 政労使による宣言・合意の実施状況

政労使による宣言・合意を有する都道府県は34か所(72%)、政令指定都市は5か所(25%)です。

### (3) 表彰及び登録・認定・認証の実施状況

仕事と生活の調和に関する登録・認定・認証制度を実施している都道府県は47か所(100%)、政令指定都市は15か所(75%)です。表彰を実施している都道府県は29か所(62%)、政令指定都市は13か所(65%)です。

評価対象となる取組には、子育て・次世代育成支援、女性活用、男性の家事・育児、ワーク・ライフ・バランス等の推進を目指した取組などがあります。

### (4) 推進企業・団体に対する経済的支援の実施状況

推進企業・団体に対する経済的支援を行っている都道府県は45か所(96%)、政令指定都市は17か所(85%)です。そのうち、奨励金・助成金制度を行っ

ている都道府県は20か所、政令指定都市は5か所で、内容をみると、女性従業員の資格取得や働きやすい職場づくりのための助成制度や、男性の育児休業など仕事と家事・育児との両立を支援する奨励金などがあります。

また、融資制度・優遇金利の設定を行っている都道府県は34か所、政令指定都市は8か所です。内容をみると、職場における子育て支援企業への低利融資などがあります。

そして、公契約上の配慮を行っている都道府県は41か所、政令指定都市は17か所です。内容を見ると、ワーク・ライフ・バランスの取組を積極的に行っている企業等に対する、総合評価落札方式等での加点評価や、入札参加資格審査時の加点評価などがあります。

### (5) 仕事と生活の調和に関する個人向けの経済的支援の実施状況

仕事と生活の調和に関する個人向け給付や貸付など直接的な経済的支援を行っている都道府県は20か所(43%)、政令指定都市は3か所(15%)です。内容は、育児・介護休業中の生活資金を貸し付ける制度が最も多く、その他、男性の育児休業取得促進のための支援や多子保育料免除制度などがあります。

### (6) 仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイス提供の実施状況

仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイスの提供を行っている都道府県は39か所(83%)、政令指定都市は9か所(45%)です。内容は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業へのアドバイザー派遣が多く、その他、窓口設置による助言・相談対応、研修への講師派遣などがあります。

## (7) 講座・セミナー・シンポジウム・イベントの実施状況

講座・セミナー・シンポジウム・イベントを実施している都道府県は44か所（94%）、政令指定都市は18か所（90%）です。内容は、主に企業や団体を対象とするものが多く、その他、一般市民を対象とするものや、大学生等を対象とするものがあります。

## (8) ホームページやパンフレット等を活用した情報提供等の実施状況

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供等を実施している都道府県は42か所（89%）、政令指定都市は17か所（85%）です。うち、ホームページを開設している都道府県は38か所、政令指定都市は16か所です。パンフレット・ポスター等による情報提供の内容についてみると、ワーク・ライフ・バランスの推進、制度の利用を促すもの、両立支援、子育て支援に関するものなどがあります。

## (9) ワーク・ライフ・バランスに関する調査の実施状況

2019年度にワーク・ライフ・バランスに関する調査を実施予定又は実施した都道府県は32か所（68%）、政令指定都市は9か所（45%）です。

## (10) ワーク・ライフ・バランス事業の進捗状況の定期的確認の状況

ワーク・ライフ・バランス事業の進捗状況を定期的に確認している都道府県は24か所（51%）、政令指定都市は11か所（55%）です。

## (11) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の状況

上記以外にも、テレワークの普及促進や、ノー残業デーの実施、休暇取得促進など働き方改革を推進す

る取組、女性の就業を後押しする女性活躍サポート事業、育児休業取得を促す環境整備や保育施設の設置促進など子育てを支援する取組、「父子手帳」の発行や、イクメン・イクボスのネットワークづくりなど男性の家事・育児への参画を促進する取組、内部職員向けのハラスメント防止、職場環境改善研修の実施、夏の朝型勤務など様々な取組が実施されています。

## 2. 2019年度地方公共団体における公共調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点点評価等の取組状況

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を加速するため、女性活躍推進法第20条及び「取組指針」等に基づき、国では、2016年度から、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）で、えるばし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定を取得した企業や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」として、加点点評価する取組を実施しています。（詳細はp.52）

同法において、地方公共団体では、国の施策に準じた取組が努力義務となっていることから、都道府県及び政令指定都市における国に準じた取組やワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況調査を、2018年度に引き続き実施しました。

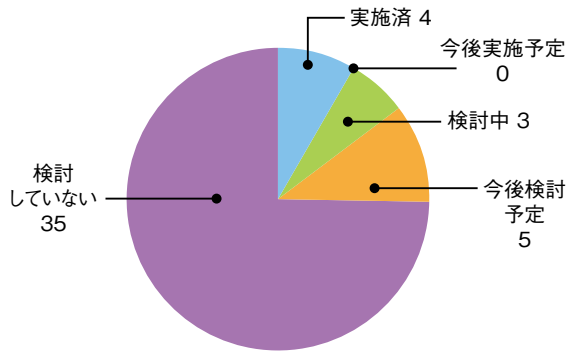
### 【都道府県・政令指定都市のワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況(2019年7月1日現在)】

#### (1) 国に準じた加点点評価の取組

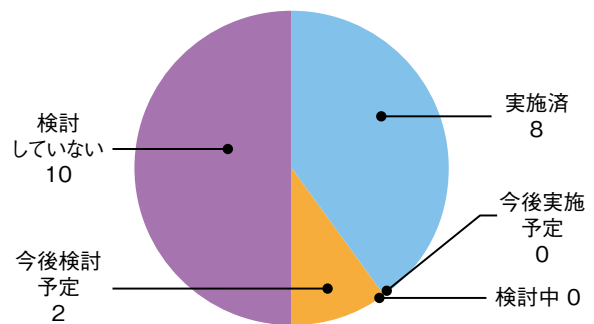
2019年度に国に準じた加点点評価の取組を実施済の都道府県は4か所（秋田県、東京都、愛知県、香川県）、政令指定都市は8か所（横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市）、計12か所でした。

検討中及び今後検討予定の都道府県は8か所、政令指定都市は2か所、計10か所でした。

○都道府県 (47)



○政令指定都市 (20)



※本調査において、「国に準じた加点評価の取組」とは、国と同様に、総合評価落札方式及び企画競争方式において、女性活躍推進法に基づくえるばし認定やその他の認定（少なくともえるばし認定）を加点評価する取組を指しています。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する加点評価項目の設定状況

えるばし、くるみん・プラチナくるみん、ユースエール、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

の策定（300人以下の中小企業に限る。）及び地方公共団体独自のワーク・ライフ・バランス等認定・表彰等を加点評価する取組について、調達方式（総合評価落札方式及び企画競争方式）別、調達区分（物品役務及び公共工事）別の実施状況は以下のとおりです。

○都道府県 (47)

調達区分	実施状況	調達方式									
		総合評価落札方式					企画競争方式				
		えるばし	くるみん・プラチナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定（中小企業）	独自のWLB等の認定・表彰等	えるばし	くるみん・プラチナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定（中小企業）	独自のWLB等の認定・表彰等
物品役務	実施済	2	3	1	2	6	3	5	3	2	9
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検討中	2	1	0	1	0	3	1	0	1	0
	今後検討予定	3	3	3	3	3	2	2	2	3	1
	検討していない	40	40	43	41	38	39	39	42	41	37
公共工事	実施済	4	5	2	4	11	0	2	0	0	2
	今後実施予定	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	検討中	1	1	0	1	0	1	0	1	1	0
	今後検討予定	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3
	検討していない	37	37	42	38	33	43	42	43	43	42

○政令指定都市 (20)

調達区分	実施状況	調達方式									
		総合評価落札方式					企画競争方式				
		えるばし	くるみん・プラチナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定（中小企業）	独自のWLB等の認定・表彰等	えるばし	くるみん・プラチナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定（中小企業）	独自のWLB等の認定・表彰等
物品役務	実施済	4	4	2	4	4	5	4	2	3	5
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	今後検討予定	2	1	1	1	0	1	1	1	1	0
	検討していない	14	15	17	15	16	14	15	17	15	15
公共工事	実施済	5	5	1	5	9	0	0	0	1	1
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今後検討予定	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0
	検討していない	14	14	19	15	10	19	19	19	18	19

詳細は...

[https://www.cao.go.jp/wlb/local/chihou\\_wlb.html](https://www.cao.go.jp/wlb/local/chihou_wlb.html)

## II 全国知事会における取組

### 1. 全国知事会の提言について

全国知事会では、少子化の克服や男女が共に活躍できる社会の実現に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要であるとの観点から、全国知事会議（2019年7月23、24日富山県で開催）において協議を行い、次の提言を取りまとめました。

#### ○「少子化対策の抜本強化に向けた提言」（抜粋）

##### 提言5（2）仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

- 男性の育児参画を促進する仕組みの導入
  - ・日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討
  - ・育児休業の分割取得制度
  - ・短時間勤務に伴う収入減に対する支援
  - ・育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充
- キャリア形成に対する支援の拡充
  - ・育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰をサポートする企業・団体への支援
  - ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の拡充、テレワークなど柔軟な働き方がしやすい環境整備

#### ○「女性活躍～ウーマノミクス～を加速し、経済活性化!!～育児・介護と仕事の両立支援、男女が尊重し合い格差解消～に向けた提言」（抜粋）

##### 提言（1）あらゆる分野における女性の活躍促進

- 小さい頃から、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合いながら社会貢献することが大事である」という教育の推進
- 児童生徒に対する、家族への感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習の普及・定着
- これまで女性の参画が少なかったあらゆる業種における女性の就業促進
- 中小企業・小規模事業所における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるためのインセンティブの付与

##### 提言（2）女性も安心して長く働き続けられる職場環境の整備

- 子の看護休暇制度の拡充、当該休暇に係る賃金減少分に対する支援制度の創設
- ランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現と同一労働同一賃金の確実な実施、これによって影響を受ける中小企業への支援の強化

##### 提言（3）介護離職ゼロ!を目指した、介護と仕事の両立支援

- 介護休業の取得回数制限の緩和、取得可能日数の拡大、介護休業中の社会保険料の免除、介護休業代替要員の確保に対する支援
- 育児と介護を同時に担うダブルケア問題を抱えている者への仕事との両立支援策等の創設

##### 提言（4）「健康経営」の促進と、生涯を通じた健康支援の強化

- 従業員の健康づくりに戦略的に取り組む「健康経営」の促進
- 社会全体の理解促進や職場の支援体制の整備など、仕事と病気の治療、不妊治療の両立に向けた支援の強化

##### 提言（5）女性と男性が、互いに人権を尊重する取組みの促進

- DV被害者に対する保護体制の充実・処遇改善の研究、DV防止の普及啓発・予防教育の強化

### 2. 健康立国の実現に向けた取組について

全国知事会では、QOLの向上を図りつつ社会保障に係る負担を軽減するとともに、社会保障制度を「支える力」を強くする施策を強力に推進し、「健康立国」を実現することにより、持続可能な社会保障制度の構築を目指す取組を行っています。その取組の一環として、全部で22のテーマごとに各都道府県の先進・優良事例を共有し、横展開を図りながら検討を深めています。そのうち、ワーク・ライフ・バランスに関しては、次のWTにより取り組んでいます。

#### ○仕事と子育ての両立支援WT（リーダー：新潟県）

WT会議において、『ハッピー・パートナー企業』登録制度（新潟県）などのプレゼンを行い、横展開のポイントとなる「企業に対するアプローチ」について、「自治体から企業に対するインセンティブの付与や啓発」、「企業同士の交流促進」など、官民協働による取組の共有を進めています。

#### ○女性も活躍できる就労環境の整備促進WT（リーダー：山形県）

WT会議において、育児休業者職場復帰支援事業（福岡県）などのプレゼンを行い、横展開のポイントとなる「子育てをしながら就業を希望する女性への支援」や「企業における仕事と子育て等の両立支援の取組拡大に向けた社会全体の機運醸成」等の取組の共有を進めています。

### 【WTによる取組の成果】

認定・登録制度の運用やインセンティブ付与による企業の取組促進については、既存の施策を参考に多くの都道府県が新規あるいは拡充して実施するなど、横展開の成果がみられたほか、地域少子化対策重点推進交付金の制度趣旨や詳細について、国と地方の間で共有が図られました。

## 3. 先進政策バンクについて

全国知事会では、各都道府県の先進的な取組を提案・共有し合い、良いものを広げるとともに、切磋琢磨により創造性豊かな発想に繋げる情報提供の場として活用することを目的にし、インターネットを通じて事例の分類による検索を行えるよう、「先進政策バンク」を設置しています。

詳細は…

<http://www.nga.gr.jp/app/seisaku/>

### 【先進政策バンク登録政策の紹介】

#### ○マイナス1歳からのイクカジ推進事業（佐賀県）

男女共同参画の推進のためには、男性の家事・育児への参画が非常に重要であり、男性の意識に働きかけを行うには、男性が家庭生活における責任を自覚しやすく、また女性に大きな負担がかかる、妻の妊娠期をきっかけとした施策を展開することが効果的であると考え、妻の妊娠期から男性の積極的な家事や育児への参画を促す「マイナス1歳からのイクカジ推進事業」を2018年度から実施しています。

この事業では、家事に対する男女の考え方・やり方の違いから生じる家事ギャップの解消や男性が育児に参加するメリット等をテーマにしたセミナーを開催したり、男女共同参画の視点を盛り込み夫婦円満で家事・育児を楽しむコツをまとめた佐賀県版父子手帳の配布等を通じて、男女の役割に関するバイアス（偏見）を解消し、男性が主体的に家事や育児に参画するよう取り組んでいます。

これまでの事業の課題としては、セミナー等の参加者は、参加する時点である程度関心を持った人であることから、今後は、全く関心のない「無関心層」や少しだけ関心を持っている「中間層」への浸透ができるよう、プログラム等を工夫して取り組んでいきたいと考えています。

詳細は…

<https://fjq.jp/saga-ikukaji/>

#### ○やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度（山形県）

企業における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの取組を推進するためには、経営者や管理職の意識を改革し、長時間労働の是正など、女性も男性も誰もが働きやすい職場環境を整備することが必要です。そのため、山形県では、平成19年度から、女性の活躍推進や子育て・介護と仕事との両立支援などに積極的に取り組んでいる企業を募集し、「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」として、取組みの段階に応じ、「優秀（ダイヤモンド）企業」「実践（ゴールド）企業」「宣言企業」に登録・認定しております。登録・認定区分が進むごとに奨励金の交付等のインセンティブを強化していく仕組みとすることで、企業の取組推進を積極的にサポートするとともに、登録・認定企業の拡大に取り組んでおります。

また、今年度新たに配置した3名のマッチングコーディネーターが、企業を直接訪問し、当該制度の活用を含め、職場環境の改善と女性の就労促進の取組みを支援しております。

詳細は…

[http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/kigyo/8010003h30work\\_of\\_bosyu.html](http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/kigyo/8010003h30work_of_bosyu.html)

#### ○三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業（兵庫県）

2018年度に制定したがん対策推進条例を踏まえ、がん罹患しても安心して暮らせる環境整備をすすめる取組の一つとして、兵庫県では、三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境の整備を目的に、治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を助成する事業を今年度新設しました。

- 1 補助対象となる事業所（兵庫県内の事業所のみ）
  - ・健康づくりチャレンジ企業に登録されている企業のうち、従業員数（常時雇用労働者数）が、300名以下の事業所
  - ・兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等
- 2 対象となる経費
  - ・三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金
- 3 補助金額
  - ・代替職員の賃金の2分の1（上限10万円/月）
- 4 補助対象となる期間
  - ・休職職員の休職期間内かつ、代替職員の雇用期間（最大7か月）

詳細は…

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/ryouritu.html>